

第 599 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 5 年 9 月 25 日 (月) 14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 (一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
3. 出 席 委 員 員 谷口孝男 佐野高典 光永靖 浦谷一孝 小川三弘
木村常男 松井弥惣治 松岡正富 横江久吉
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 上垣主任書記 礪田書記 秋永書記
橋本書記
5. 説 明 員 山田課長 西森主席参事 上野参事 三枝課長補佐
酒井水産試験場長 久米副主幹 谷口主任技師
上垣主幹 (兼務) 礪田副主幹 (兼務)
秋永主任技師 (兼務) 橋本主事 (兼務)
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷口孝男 印

署名委員 佐野高典 印

署名委員 木村常男 印

議 事 の 経 過 概 要

- 開会宣告 14 時 00 分開会
- 武田事務局長 ただいまから、第 599 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の武田でございます。よろしく申し上げます。
- 本日、琵琶湖海区漁業調整委員会会議傍聴人規則第 1 条に基づく傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。
- 本日は、久保委員、横江委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻御出席の委員は 8 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。
- それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いたします。
- 谷口会長 それでは、ただ今から第 599 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。
- 本日の議事録署名人は、佐野委員（議席番号 3 番）、木村委員（同 5 番）をお願いしたいと思います。」
- それでは、協議事項に入ります。まず、ビワマス遊漁にかかる承認制度について、事務局から説明をお願いします。
- (1) 協議事項
- 1) ビワマス遊漁にかかる承認制度について
- 磯田書記、酒井場長 資料 1 について説明
- 谷口会長 ただ今、事務局から説明のあったビワマス遊漁にかかる承認制度について、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。
- 木村委員 遊漁者が年々増加していることについて、遊漁者を優先しているのではないかと。今年、刺網での（ビワマスの）漁獲量が例年と比べると全体的に少ない。遊漁者を優先するのか、漁業者を大事にするのか、水産課としてどう思っているか聞きたい。漁業者は昔から生業として漁業をしているが、遊漁者は遊びだから好きな時に（ビワマスを）獲りに行くことができる。年々遊漁者が増えているのは、遊漁者を優先しているからということか。なぜ、遊漁者を増やしているのか聞きたい。
- 磯田書記 まず、遊漁者の承認数についてですが、確かに年々増加しています。令和 3-4 年シーズンまでは、承認数の上限を設けていません

でしたが、令和4-5年シーズンから上限を1,900件に設定しています。今年は刺網が不漁であったことから、課内でもさらに制限(承認数の)をかけるか検討しましたが、どこまで制限をかけなければならないのか根拠がないということに加え、昨年のビワマスの資源評価で資源量が多いと推定されたことから、プレジャーボートの承認数は昨年と同数としております。単純に承認数を拡大していくということではありません。

木村委員

しかし、遊漁者は過去10年間で3倍近く増えているではないか。遊漁者を優先して増やし、漁業者を減らすというのは……。漁業者は漁協などでビワマスの産卵をさせているが(増殖経費を負担しているということ)、遊漁者は何も負担していない。無料でビワマスを獲っている。そういうことはおたくら(水産課)はわかっているのか。私はそこが言いたい。もうちょっと遊漁者を減らしていくようなことをしていかないと、漁業者はどんどん減っていく。そこら辺を考えていただきたい。

上垣主任書記

まず、基本的な考えとして、漁業者の方には増殖にかかる経費を負担していただいていますし、その中で最大限漁業をやっていただきたいというのが我々の思いです。漁業者を優先しないという考えは全くありません。これだけビワマスの資源があると推定されている中で、漁業者に目一杯漁獲してもらいながら、その資源の余剰分で遊漁を楽しんでいただくというのが基本的な考えです。そのため、漁業者には竿数制限や尾数制限はありませんが、遊漁の方は承認数は増えているものの、パブリックコメントなども参考にしながらこれまで遊漁期間の短縮や承認制限なども設けるなどして制度を運営してきたところです。今後、資源状況にもよりますが、当然漁業者に獲っていただかなければ困りますので、それは基本的な考えとしてずれません。漁業者が活用したビワマス資源の余剰分を定められた制限の中で遊漁を楽しんでいただくということが基本となっています。いかがでしょうか。

木村委員

遊漁者を増やすと刺網の漁業被害が増えると、そう聞いている。水産課はその後は(遊漁者を増やした後に起こる漁業被害のこと)は何もしてくれない。それならば、遊漁者を減らしていくべきであり、そうしないと、被害が増えていく。どこまで遊漁者を増やしていくのか。遊漁船業は毎日沖に出ている。もちろん悪天候の際には出れないが……。前回の委員会でも話に出た、遊漁者から手数料を取るなど、来年度はどのような考えで運用していくのか、そのあたりも聞かせていただきたい。

谷口会長
佐野委員

その他の方で何かご意見はありませんでしょうか。

このような遊漁の承認数を出すのに資源量や漁獲量を用いるのは当然のことである。今年の刺網の漁獲量は壊滅的（漁獲が少ない）な状態であった。ビワマスは、目がいいから透明度が高いと刺網にはかからなかった。そのあと台風の影響で8月後半から漁獲が上がってきたとのことであるが、それ以上に今年は網の汚れがあり、魚がかからないという状況があったということも聞いている。水産試験場はビワマスの不漁は透明度が原因であると言ってくれているが、それはそういう資料としてそれで結構だ。

遊漁者の承認数は1,900人ということで議論が進んでいる。資料を見ると、令和4-5年シーズンは2,097人承認したとあるが、釣行者は実数で1,638人となっている。実際に釣りに行くのが許可を受けた人の80%ほどであるならば、そもそも1,900人の申請を受け付けましょうというのが妥当かどうかを議論するべきではないか。もちろん資源量やいろんな状況を考えての1,900人だと思うのでわからないこともないが、木村委員からの指摘でもあったとおり、年々遊漁者が増えていることを考えると考え直してもいいのでは。漁師は不漁になると遊漁者が増えたからだと転嫁する。釣行率をみると承認数を見直してもよい気がするがどうだろうか。

それでも今年は昨年よりも承認数を100人ほど減らすようにするのだろう。

礒田書記

昨年度承認した2,097人というのは、承認数を1,900人に達した日までに受け付けた数としたためであり、当日の消印まで有効として受け付けたため、上限よりも多くなっています。

実際の釣行率に合わせて承認数を減らすのはどうかという意見について、1,900人という数字は、それ（消印有効等）を加味したものになります。

佐野委員

昨年度の承認数は1,900件としていたが、申し込みが多かったから2,097人承認したということか。

礒田書記

承認を水産課で受け付けたのが1,900件に達した日までの消印有効となりますので、実際には、その時にまだ到着していない分、昨年でいうと11月24日で締め切ったんですが、その時点では11月24日消印のものが到着していないため、その未到達分が1,900件に上乗せされたこととなります。

谷口会長

消印有効のものが1日2日遅れて水産課に届きますよね。その消印有効のものが100件ほどあったということである。消印有効にしないと公告違反となる。そういう事務手続きを行ったということで

す。

上垣主任書記

分かりにくいと思うんですが、事務的なテクニックの部分があります。承認数を1,900人に達した日までの消印を有効とするというのは、昨年度が初めての試みです。それ以前の申請数をみていると、上限に達するまでに3か月くらいかかると思っていたんですが、実際にはそれよりも大幅に早かったです。そうすると、申請者からすると、上限の1,900件に達するのはいつになるかわからないため、受け付けながら、1,900件に達する見込みを常にHPに上げていました。それを見て、駆け込みで申請した来た人が多かったため、昨年のような承認数となりました。今年もこの方法で申請を受け付けるのであれば、もう少し状況は落ち着くかもしれません。また、昨年申請を受けていたにもかかわらず、報告書を出さなかったといった人が100人ほどおり、その人達については今年度は承認しません。実際にどうなるかはわかりませんが、今年は昨年度よりも申請数が落ち着くのではないかとみています。

佐野委員

昨年度、委員会の指示に従わなかった者は、申請を受け付けないというのは確実か。その辺の把握はできているか。

磯田書記

できています。

上垣主任書記

追加になりますが、木村委員や佐野委員がおっしゃった遊漁者の増加に対する懸念というのは、漁業者の感情を考えれば当然のことかと思えます。我々が遊漁に対して何らかの制限がかけられるとしたら、資源の保護・培養に関することもしくは漁業調整に関することのみです。資源保護・培養上の理由というのは、現状のように資源状況を見ながら漁業をしてもらい、その余剰分で遊漁を楽しんでもらうことであり、一方で、漁業調整に関することとしては、先ほどもお話にありました刺網に対する漁業被害についてであり、今年水産課にも2件報告いただいております。刺網との漁場の分けとといったことが今後必要になってくるかもしれないということも踏まえながら、遊漁の制度を考えていかなければならないと思っています。また、刺網の不漁について、濁りが原因ではないかとの見解が出ております。このことについては、今後注視しながら、資源がこのまま右肩上がりになっていくわけではないと思われることから、資源が減少することも踏まえながら遊漁の制度を考えていくのは当然のことかと思っております。しかし、現状では、先に説明した内容（遊漁者の承認数などのこと）となっております。

谷口会長

他に意見などございませんでしょうか。

確認ですが、資料1-1にあるR5-6年の制度について、軸とな

るのはビワマスの資源量 140 t を確保するということであり、それを達成するには採捕量が最大 54 t であり、これが基準となるということ。これを理屈的に抑えたということ。そして、その上限 54 t を満たすのが、令和 3-4 年のシーズンから承認数が 1,900 人程度ということ。これをベースに置きながら来シーズンの承認数を決めたということ。承認についての事務手続きについては、今後検討いただくとして、基本的に理屈として委員会の中では、54 t、1,900 人、140 t という数字が軸になり、これを軸に考えていきますということ。加えて、ルールを守っていない方については、来シーズンはご遠慮いただく。これらの考え方でいけば、漁業者の昨年度の漁獲量を大きく下回ることにならないような資源量を総量として確保できるのではないかというのが、今回の案である。この理解でよいですか。

ということで、事務局の説明した内容を委員会の意見としたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。佐野委員どうですか。

佐野委員

今までの科学的データや資源量等から 1,900 人という数字が出てきたため、これでいいのではないかと思う。

谷口会長

ビワマス遊漁にかかる承認制度については、事務局から説明のあった内容のものを委員会指示として発出してよろしいですか。

委員会指示の内容について簡単に説明してください。

磯田書記

資料 1-3 について説明

木村委員

遊漁期間について、9 月 30 日までと話していたが、以前は 6 月 30 日までだったと思う。これはなぜか。

磯田書記

プレジャーボートは 6 月 30 日まで、遊漁船業者は 9 月 30 日までとなっており、これは昨年度から変わっていません。

木村委員

遊漁船業者は漁業者と同じ期間で遊漁するのだから、やはり（増殖経費などを）取らないといけないのではないか。もう少し増殖事業に協力してもらうべきでは。

谷口会長

貴重な意見ありがとうございます。先ほどのお話は非常にデリケートなお話であるため、粛々と水産課が論点整理されていることと思いますので、時期が来たら然るべきお話があると思います。

それでは、事務局から説明のありましたとおり、委員会指示を发出してよろしいか。

佐野委員

確認だが、申請については、昨年と同様に消印有効とするのか。どうなのか。消印有効分は 1,900 件に上乘せするのか。

谷口会長

そうです。

承認上限について、日々情報をきめ細かく公開していくことを徹底するしかないありません。

佐野委員 概ね承認上限に達すると考えられる場合にはHPなどでの情報発信をしっかりとすべき。インターネットでの受付はしていないか。

磯田書記 インターネットでの受付はしていません。郵送と持参だけとしています。

谷口会長 その辺の議論についてはこれからでしょう。
それでは、再度お伺いしますが、先ほど事務局から説明のありましたとおり、委員会指示を发出してよろしいですか。

委員一同 異議なし。

谷口会長 ありがとうございます。では、そのようにすることといたします。

(2) 報告事項

1) 令和5年度のカワウ対策について

谷口主任技師 資料2について説明

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

木村委員 安曇川でのカワウの捕獲は6日間しかなされていないが、これは予算の都合か。

また、えりや刺網にかかったカワウを駆除すれば、1羽当たりいくらかの報奨金を出すなどすれば駆除が進むのではないか。

谷口主任技師 鳥獣保護法の最高裁の判決により、銃器を使用する地点の半径200mに民家が10件以上ある場合は、銃器の使用ができません。また安曇川の本区域で銃器を使うには、堤防を通行止めにしなくてはならず、本堤防が通学路であったことなどから、安全面に配慮して5、6、7月の土日しか封鎖できませんでした。そのようなことから、6日間の実施となっております。

報奨金については、滋賀県カワウ被害防除対策事業でみられるようになっております。

木村委員 金丸(地名)に大量にカワウがいる。琵琶湖沿いのため銃器の使用も可能かと思うが知っているか。

谷口主任技師 存じ上げております。自然環境保全課や高島市など関係各課にも情報共有を行っております。

浦谷委員 銃器以外の捕獲方法はあるか。

谷口主任技師 捕獲に関しては全国的に銃器を用いるのが主となっております。カワウの数を減らすことについては、巣にドライアイスを投入することで繁殖を抑制する等といった方法がありますが、カワウ自体の数を根本的に減らすというのは銃器を用いた捕獲以上のことはないと思います。

谷口会長

他に意見などありませんでしょうか。

それでは、次の報告事項に入ります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

(3) 報告事項

1) アユ資源の状況について

酒井場長

資料3について説明

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員

高時川と姉川に関して、川にたまった土砂により、アユの産卵が心配されていたが、資料によると6億粒ほどの産卵があったとのこと。この6.3億粒というのは、昨年と比べて多いのか。

酒井場長

昨年は高時川の濁水が産卵期まで続いており、川底に泥が堆積することでアユの産卵には適さない状況でした。そのため、産卵量も少なかったです。現状では高時川が濁水しており、濁水はでておりません。6.3億粒の卵は、姉川のやな場の下流側で確認されました。ちょうどその際は、アユの産卵親魚を採捕するためやなが張られていた関係で、やなの上流側での産卵は見られませんでした。現状ではやなも開放されて、上流の方にもアユが遡上できる環境が整っており、アユの産卵場の環境としてはだいぶ回復してきているとみえています。

佐野委員

産卵親魚は獲り終えて、放流したか。

西森主席参事

終わっています。

佐野委員

川でふ化したアユが順調に成長しているのかといった調査は、琵琶湖でしかできないのか。

酒井場長

以前は河川でふ化仔魚の調査を行っていましたが、ふ化する時間が日没後であることと同時期にアユの産卵調査を行わなければならない関係で、多大な労力がかかるため、現在は行えていない状況です。ただ、何年か前に過去の調査結果が現在も有効であるかどうか確認するために一部の河川にて調査したことがあります。以前の結果を大きく覆すことはなく、やはり、琵琶湖の中で調査をすれば概ねアユの資源状況は評価できると考えています。

佐野委員

資料には親魚のサイズが90mm以上とあるが、こんなに大きなアユが他の河川でも見られるのか。

酒井場長

遡上したアユの体長計測は、姉川でしか行えていない状況ですが、見たところ、河川によってアユの体サイズに大きな違いはないと思っておりますので、概ね同じような傾向であると考えてよいとおもいます。このような状況でアユの産卵が見られない河川では、

高水温の影響であると考えています。

木村委員

今期は琵琶湖の水温が高かったが、その影響はないか。ふ化したアユが琵琶湖の奥に行けないということはないか。水産試験場には、どの辺にどのくらいのアユがいるのかを調査してほしい。

酒井場長

川で生まれたアユは琵琶湖に降下後、水温躍層付近に速やかに潜り込んでいくことが分かっているため、直接高温の影響は受けにくいとは思いますが、木村委員のおっしゃった懸念もあると思います。今後の氷魚の生息状況調査で評価していきたいと思います。

木村委員

えり等での氷魚の漁獲量にも水温が関連しているのではないか。

酒井場長

12月にアユがえりで多く漁獲されるかについては、12月までのアユの成長に大きく左右されることが分かっておりますので、成長の評価も行いながら検討していきたいと思います。

谷口会長

他にないようでしたら、本日予定していた議題はこれで終了となりますが、その他で、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

それでは、他にないようでしたら、以上で第599回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。

今日はどうもありがとうございました。